

経済連携協定(EPA)の概要

2016年3月16日

東京税関業務部総括原産地調査官
渡部 保寿

EPAの概要

WTOとEPA/FTAの関係

WTO=世界貿易機関 (World Trade Organization)

- 160以上の加盟国・地域で、モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。
- 加盟国は他の全加盟国の同種の产品について同じ関税率を適用(=最恵国待遇)。
- 1度の自由化で留まらず、自由化交渉(ラウンド)を繰り返し実施。
- 紛争処理システムを備える。

加盟国・地域が多い

扱う分野が広い

FTA=自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易をWTOよりも自由化。

モノの貿易自由化
(関税を下げる)

サービス貿易の
自由化

EPA=経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- モノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い経済関係を強化。

投資自由化、
ルール整備

規制の緩和、
制度の調和

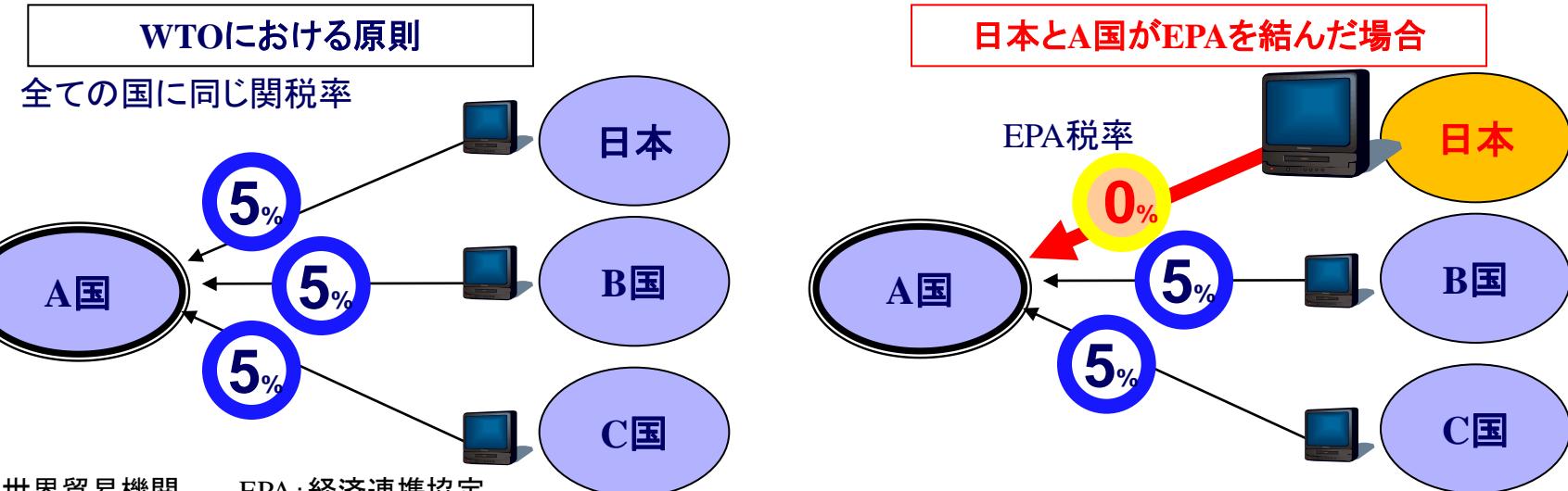
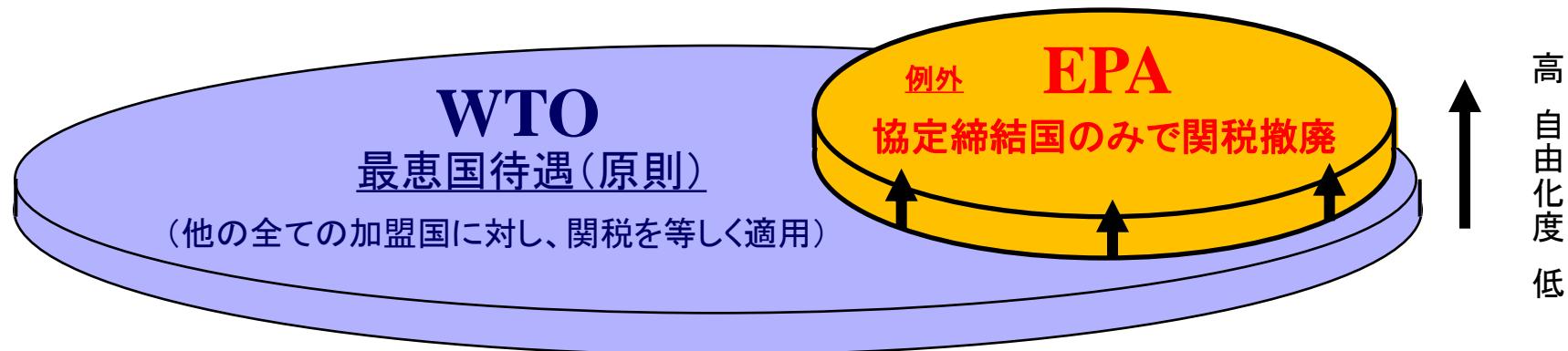
様々な
協力

自由化がより進んでいる



EPA と 関税率

経済連携協定(EPA)では、協定を締結した国同士の貿易について、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。(WTOの下での一般的な関税の取扱いの例外)



EPA税率の例

EPAでは、締約国の中で、輸入についても輸出についても、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。

輸入の例

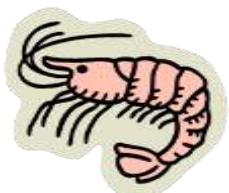
輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	WTO税率 EPA税率
マレーシア	プラスチック製包装用品	3.9%	0%
チリ	マスのくん製	10.0%	
タイ	エビの調製品	5.3%	
スイス	コーヒー	12.0%	
ベトナム	木製建具	2.0%	
オーストラリア	あわび	7%	

例えば…

EPAを利用してタイからエビの調製品を1,000万円分日本に輸入した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合: $1,000\text{万円} \times 5.3\% = 53\text{万円}$

日タイEPA税率を利用する場合: $1,000\text{万円} \times 0\% = 0\text{円}$



➡ EPAを利用すると、**53万円**の関税が免除される。

EPA税率の例

EPAでは、締約国の中で、輸入についても輸出についても、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。

輸出の例

日本からの 輸出先	商品例	通常の税率 (MFN税率)	WTO税率 EPA税率
シンガポール	ビール	16シンガポール\$／L	0%
メキシコ	乗用車	20.0%	0%
フィリピン	電子レンジ	3.0%	0%
インドネシア	ブルドーザー	10.0%	0%
インド	衣類	10.0%	0%
ペルー	テレビ	6%	0%

例えば…

EPAを利用して日本からフィリピンに1台2万円の電子レンジを1万台輸出した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合 : $2\text{万円} \times 1\text{万台} \times 3\% = 600\text{万円}$

日フィリピンEPA税率を利用する場合 : $2\text{万円} \times 1\text{万台} \times 0\% = 0\text{円}$

➡ EPAを利用すると、**600万円**の関税が免除される。

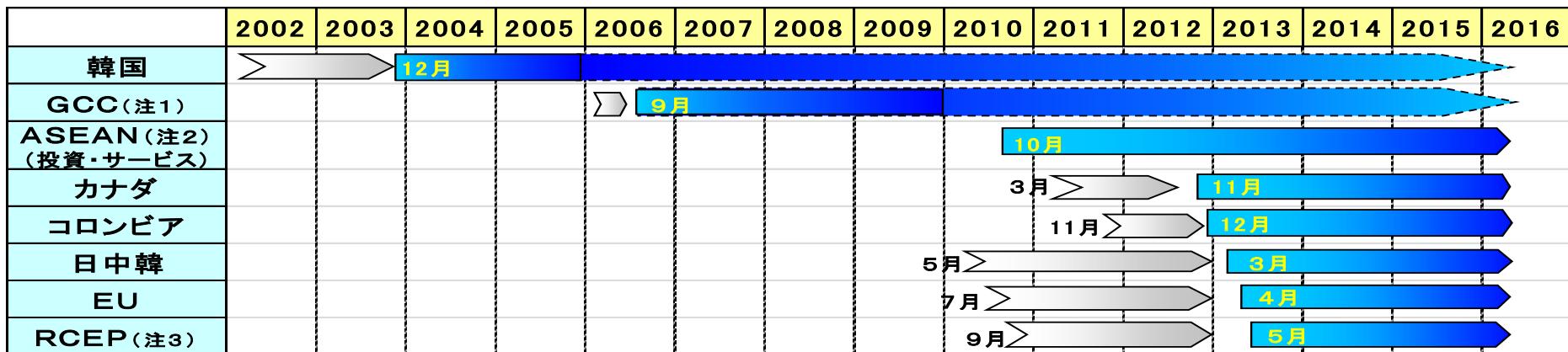
我が国のEPA

日本では、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで14のEPAが発効

各国との交渉中EPAの進捗状況

(2016年2月時点)

: 共同研究等
 : 交渉



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2015年 2月署名 (未発効)
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名 (未発効)

これらの
国・地域と
の貿易に、
EPA税率
の適用が
可能

(注1)GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国); 2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

日本の貿易総額に占める国・地域別割合

15.5% その他

- ・台湾(4.3%)
- ・香港(2.7%)
- ・ロシア(2.3%)
- ・メルコスール(1.3%)
- [うち ブラジル(1.0%)、アルゼンチン(0.1%)]
- ・イラン(0.4%)
- ・南アフリカ共和国(0.6%) 等

47.3% 交渉中

- ・GCC(10.9%)
- ※2009年以降、交渉延期

- ・中国(20.5%)
- ・韓国(5.7%)
- ・EU(9.9%)
- ・トルコ(0.2%)
- ・コロンビア(0.2%)

22.3% 発効済

- ・ASEAN(14.7%)
 - ・メキシコ(1.0%)
 - ・チリ(0.7%)
 - ・イスラエル(0.7%)
 - ・インド(1.0%)
 - ・ペルー(0.2%)
 - ・豪州(4.2%)
- (ASEAN メンバーのうち二国間
EPAも発行済の国)
- ・タイ(3.5%)
 - ・インドネシア(2.7%)
 - ・マレーシア(2.9%)
 - ・ベトナム(1.8%)
 - ・フィリピン(1.3%)
 - ・ブルネイ(0.3%)
 - ・シンガポール(1.9%)

14.9% 署名済

- ・米国(13.3%)
 - ・カナダ(1.3%)
 - ・ニュージーランド(0.3%)
- ※TPP交渉参加国
- ・モンゴル(0.02%)

84.5% EPA発効済・交渉段階の国・地域

【参考】主要国のFTA比率^(注)(2015年6月現在 発効・署名済のもの)

日本:22%、米国:40%、EU:30%、韓国:62%、中国:30%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2014年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2014年)より作成。

EPA税率の適用を受けるためには

EPA税率の適用を受けるためには、下記①～③の確認や手続が必要になります。

①日本とその国がEPAを締結し、物品が関税引き下げ対象となっていること

EPA税率を適用して物品の輸出入を行うためには、その物品の輸入元・輸出先が、我が国のEPA締結国である必要があり、さらに、その物品がそのEPAにおいて関税の引き下げ対象となっていることが必要です。

②EPAにおける原産品であること

EPA税率は相手国の原産品のみに適用され、そのルール（「原産地規則」）は、EPAごと、品目ごとに定められています。

③輸入する際に、税関に対し必要な手続を行うこと

輸出入においてEPA税率の適用を要求するには、輸入者が輸入申告の際に、原産品であることを証明した又は申告する書類を税関へ提出する必要があります。

（税関ウェブサイト）

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm> （我が国のEPAの協定、原産地規則）

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm> （物品の分類：実行関税率表）

EPA税率を利用するための手順の概要

手順1

- EPAを利用する国を確認する。

手順2

- 輸出又は輸入しようとする產品のHS番号(関税分類番号)を確認する。

手順3

- 輸出の場合はEPA相手国のEPA関税率、輸入の場合は日本のEPA関税率を確認する。

手順4

- 輸出又は輸入しようとする產品が原産地規則を満たしているかを確認する。

手順5

- 輸出又は輸入しようとする產品が原產品であることを証明した又は申告する書類を準備する。